

田村市買物弱者・商店活性化対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、身近な商店の減少等により日常生活に必要な食料品等の購入が困難な買物弱者の対策と残存商店の活性化を図るため、食料品等の移動販売及び宅配サービスを行う事業者に対し、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動販売 あらかじめ巡回するコース及び時間を設定し、商品を移動して販売するための設備を設けた車両を使用して、市内で食料品等を市民に販売することをいう。
- (2) 宅配サービス 市民からの注文があった際に、有料又は無料で配達により商品等を提供する事業をいう。
- (3) 事業者 次に掲げるいずれかの者をいう。

ア 市内に事務所又は事業所を有する、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 市内の商業者を中心とした組織

ウ 市内のコミュニティ協議会

エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条2項に規定する特定非営利活動法人であって、市内に事務所又は事業所を有する者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の法令を遵守している者

(補助対象事業及び補助対象品)

第4条 補助対象事業及び補助対象品は別表1のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 前条で規定した補助対象事業に係る補助対象経費及び補助金の額は別表2のとおりとする。ただし、補助対象経費が国、県その他の補助事業の補助対象となっている場合にあつては、補助対象外とする。

- 2 複数の商店等が共催する事業については、一つの補助対象事業とし、代表する商店等に補助するものとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(登録の申請及び決定)

第6条 補助金の登録申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、田村市買物弱者・商店活性化対策事業補助金登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する登録申請書を受理したときは、速やかに田村市買物弱者・商店活性化対策事業補助金登録完了通知書（様式第2号）により、当該登録申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、田村市買物弱者・商店活性化対策事業補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める時期までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項第1号から第4号、及び同条第2項第1号に規定する書類は、同条第3項の規定により提出を省略することができる。

（実績報告等の併合）

第8条 前条の交付申請は、規則第14条第1項に規定する実績報告と併合する。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、補助金交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査によりその内容を調査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知する。

（変更の申請及び承認）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する交付申請の内容等を変更しようとする場合は、規則第9条第1項に規定する補助事業等内容変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費の5分の1以上を変更するとき。
- (2) 事業内容の大幅な変更をするとき。
- (3) 事業を中止するとき。
- (4) 事業実施時期を変更するとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに承認の決定をし、規則第9条第2項に規定する補助事業等内容変更等承認通知書により補助決定者に通知する。

3 その他、第1項に該当しない事業計画の変更がある場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（状況報告）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業状況に関し、補助決定者に報告を求めることができる。

（補助金の交付）

第12条 補助金の交付は、半期ごとに交付する。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 市長は、規則第15条の規定による補助金の交付額の確定後、田村市買物弱者・商店活性化対策事業補助金交付請求書（様式第5号）による補助決定者の請求に基づき補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事業者と利用者の交渉等)

第14条 市長は、事業者と利用者との間における売買に関する交渉及び契約等については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助対象事業	1 移動販売 2 宅配サービス
対象品目	1 日用品 2 食品食材(米穀、青果、精肉、魚、パン等) 3 介護、乳幼児製品 4 その他 原則、弁当・酒類等及び燃料等のみの宅配サービス又は移動販売は対象に含まない。 また、出前及び仕出し等は対象に含まない。

別表2 (第5条関係)

対象経費	宅配サービス		移動販売
人件費	1回ごとに800円 (午前・午後各上限1回)	人件費と燃料費の 合計で一月の上限 額は1万円	一月の上限額は1万円(1週間に原則 2回以上定期的に実施すること)
燃料費	25円/キロ (一日の上限額は250円)		
補助限度額	12万円(1万円/月)		12万円(1万円/月)

ただし、仕入れにかかる人件費及び燃料費は対象に含まないものとする。